熊本県こども総合療育センター処務規程(昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号)の一部を次 のように改正する。

第3条中第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

センターに、福祉審議員を置くことができる。

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部(局)課(総室・室)

先 機 地 方 出

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 16 年 3 月 31 日

> 能本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「(熊本県立熊本高等技術訓練校に限る。)」を削る。

附 則

- この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に天草高等技術訓練校に兼務を命じられている者は、当該兼務 を免ぜられたものとする。

熊本県訓令第9号

本庁各部(局)課(総室・室)

地方 先 機 関 出

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程 (昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第4条第3項中「部」を「部(局)」に、「部次長」を「部(局)次長」に改め、同条第 4 項中「部」を「部 (局)」に改める。 第 4 条中第 16 項を削り、第 17 項を第 16 項とし、第 18 項から第 29 項までを 1 項ずつ繰

り上げる。

第5条第4項中「部次長」を「部(局)次長」に、「部長」を「部(局)長」に改め、 同条第6項中「部」を「部(局)」に改める。

第5条中第41項を削り、第42項を第41項とし、第43項から第54項までを1項ずつ繰 り上げる。

第8条中「危機管理監に係る職務の担当区分、」及び「危機管理監、」を削る。

第 9 条本文中「及び別表第 4」を「、別表第 4 及び別表第 5」に改め、同条ただし書中 「別表第4」を「別表第5」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

- 部(局)長の専決事項について、部(局)長が不在であるときは、その事項を所管す る部(局)次長がその事項を代決することができる。この場合において、部(局)次長 が2人以上あるときの代決の順位は、当該部(局)長があらかじめ指名した順位による。 第15条第2項中「部次長」を「部(局)次長」に、「所管」を「その事項を所管する」 に改め、「不在であるとき」の次に「又は置かれていないとき」を加える。 第15条第3項を次のように改める。
- 第1項前段の規定にかかわらず、危機管理室の所掌に係る事務の総合調整局長専決事項について、総合調整局長が不在であるときは、危機管理監がその事項を代決することができる。この場合において、危機管理監が不在であるときは、危機管理室長がその事 項を代決することができる

別表第1総合調整局の項中 広報課	K
改め、同表総務部の項中 人事課 大事課 行政経営課	に改め、
同表同部管財課の項中「調査係」を「財産係」に改め、 「企画課 地域政策課	Ј
上四味	

平成16年3	月 31 日 水曜		熊	本	県	公	報	号外	、第2	2 号の	3 5
		川辺川る	ダム				企画課				
同表企画均	 長興部の項中	総合対策	策課			を	川辺川ダム	4		に改	r xh
門公正四》	双 颈 ID (2) (其 (1)	情報企画	画課			-	総合対策部	Į.		(C L)X	, v) \
		地域政策					情報企画談	Į.			
同表健康福	届祉部子育て・ [']	介護支	援推進	進課の	」 項を削	り、	同表同部の	項中		J	
		Γ	国保	・老人							
Γ		7	医療								
国保・お	老人	*	少子	化対策			12744	二	르게 ##	↑ エエ ナ	来口 20
医療課		」 を	推進	課			に収め	、家庭社	虽 	り垻と	削り
		_	子ど	も家庭							
			福祉	課							
					至棄物:						
同表環境生	生活部廃棄物対	策課の	項中		廃棄物 廃棄物		系 を削り、	同表林	務水産	部森林	:保全
	保安林係			川又 万	七米10	IΣIN	7				
課の項中	林地保全係 治山係 」	を削る。	>								
別表第2	2 2 支出負:	担行為に	こ係る	共通	専決 事	項の	表第 12 項中	□「500 万	円以上	:」及び	₹ 500
万円未満」		144 AA 1111 1	55) a 5	スマ 11分	₹# ~ 1 □		八页玩子》	ın 🖃	± 🗆 🗆	ナレ かた ≐ ⊑	1 ## 300
	3 総合調整局危 4 項を第 5 項と										
のようにカ	川える。					. //•			. /14 -		
	バーサルデザインの										
	送づく施策の企画、										
	を及び推進に関する	3									
こと。											
第5項から	3 総務部人事課 5 第 8 項までを 0 1 項を加える	3 項ず									
	事務の指導及び監察					1 卢	可部監査事項(の決			
に関する	らこと。					定に	2関すること。				
						2 内	可部監査に基づ	づく			
						事務	8の改善指導に	こ関			
						する	らこと。				
別表第3	3 総務部人事課	の項中で	第 11	項を第	8項。	とし、	第 12 項を	第9項と	こし、質	吾 13 項	を第
10 項とし、	、 同表同部同課	の項の									
総務 行政											
部 経営											
課	推進に関する								6-6 rel	tota	folia IIII
	2 行政組織				の設置			1		銭員等の	
	員の定数に	対する		改廃に	関する					規則(
	こと。		こと		TJ ッドコ/.					体県人事	
					及び改					第10号	
					の格付					定に基	
				準に関	9 0 0					アスタン	
			と。						安貝会に と。	通知す	のし
	3 出資団体等	室の指							- 0		
	事に係る総合										
	に関するこ										
	4 行政手続										
1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4/20				1					

熊本県行政手続条

例の施行に係る 務の指導及び助 に関すること。			
5 事務能率に関	す		
ること。			
6 所管不明の事	務		1 いずれの部(局)
の配分に関する	2		課に属するかについ
と。			て疑義のある事務の
			所管部(局)課の決
			定に関すること。
	五十二年 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	竺 o T百 ナ 竺 g T百 l l	日井日並体野細へ店

報

別表第3総務部財政課の項中第7項を削り、第8項を第7項とし、同表同部管財課の項第2項知事決裁事項の欄第1号中「5,000万円以上」を「7,000万円以上」に改め、同項部長専決事項の欄第2号中「5,000万円未満」を「7,000万円未満」に改め、同表同部防災消防課の項第1項部(局)長専決事項の欄第3号中「第16条第3項」を「第16条第4項」に、「承認する」を「協議を受ける」に改める。

同項同欄中第 4 号を削り、同項同欄第 5 号中「第 23 条第 5 項」を「第 23 条第 6 項」に改め、同号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

同表同部同課の項第4項知事決裁事項の欄中第3号を削り、同項部(局)長専決事項の欄に次の1号を加える。

7 熊本県消防表彰規程(昭和 55 年熊本県告示第 176 号)により消防職員、消防団員及 び消防機関等を表彰すること。

別表第3総務部防災消防課の項第6項部(局)長専決事項の欄第2号中「訓練生」を「学生」に改める。

別表第3中

		,	
企	企	1 県政策の企画及	
画	画	び調査研究に関す	
振	課	ること。	
興		2 県総合計画の策	
部		定及び進行管理に	
		関すること。	
		3 知事会、九州地	
		方行政連絡会議及	
		び九州地方開発推	
		進協議会に関する	
		こと。	
		4 ユニバーサルデ	
		ザインの理念に基	
		づく施策の企画、	
		総合調整及び推進	
		に関すること。	
		5 企画振興部長室	
		に関すること。	
企	Ш	1 川辺川ダムに係	
画	辺	る総合的な対策の	
振][[企画及び調整に関	
興	ダ	すること。	
部	ム	2 球磨川流域の環	
	総	境保全・改善対策	
	合	等に係る総合調整	
	対	に関すること。	
	策	3 五木・相良地域	
	課	振興計画の推進に	
ı	1	I I	I I